

令和5-6年度 高台整備工事（公園造成他）について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和 5年 4月18日

美波町長 影 治 信 良

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 工 事 名 | 令和5-6年度 高台整備工事（公園造成他） |
| (2) 路 線 名 等 | 弁才天4号線他 |
| (3) 工 事 箇 所 | 海部郡美波町奥河内字弁才天 |
| (4) 工 事 概 要 | 土工事 |
| | 切土 土 砂 88,559 m3 |
| | 軟 岩 204,675 m3 |
| | 中硬岩 13,170 m3 |
| | 盛土 路 床 3,042 m3 |
| | 路 体 306,404 m3 |
| | 一次防災工 1 式 |
| | 二次防災工 1 式 |
| | 道路工 770 m |
- (5) 施 工 期 間 議会の議決の日の翌日から令和7年2月28日まで
(現時点での議会議決予定：令和5年6月14日)
- (6) 設 計 金 額 905,602千円（税抜き）
- (7) 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）の共通事項」（以下「共通事項」という。）の2及び3に示すとおりである。
- (8) そ の 他
- ① この工事の請負契約の締結については、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年3月31日美波町条例第50号）第2条の規定により、議決が必要である。
 - ② この入札は、入札書による入札で行う。
 - ③ この入札は、総合評価落札方式により執行する。総合評価に関する評価基準等は、「**総合評価に関する事項**」に示すとおりである。
 - ④ この入札は、美波町総合評価方式取扱要綱に基づき失格基準価格を定め、失格基準価格については落札決定後に公表する。
 - ⑤ この入札は、入札執行回数を2回（再入札）までとし、1回目の開札において、予定価格の範囲内での入札がないことを確認したときは、再入札を実施する。
 - ⑥ 未公表の入札情報を不正に入手しようとした場合には、美波町建設業者等指名停止等措置要綱に基づく、入札参加資格停止となることがある。
 - ⑦ 特記事項
本工事は、落札者と町との契約締結は停止条件付とし、場合によって契約締結等を保留し、若しくは中止することがある。その場合は、落札者は町に対し一切の金員等の請求をすることはできないものとする。
なお、停止条件は次のとおり。
[停止条件：本工事に係る令和6年度の交付金決定がなされること。]
また、令和6年度の交付金決定がなされたとしても、交付金決定額に応じて、請負契約の変更が生じる場合がある。
 - ⑧ その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

2 入札手続き等に関する事項

(1) 契約図書等の閲覧等

入札手続き	期 間	場 所 等
契約条項の電子閲覧	令和5年4月18日(火) ～ 令和5年6月1日(木)	美波町ホームページ
設計図書等の電子閲覧	令和5年4月18日(火) ～ 令和5年6月1日(木)	美波町ホームページ
設計図書等に関する質問書の提出	1回目 令和5年4月18日(火) ～ 令和5年5月9日(火)	徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 美波町役場 高台整備 担当 ファクシミリ：0884-77-1666 メールアドレス：kensethu@ minami.i-tokushima.jp
	2回目 令和5年5月10日(水) ～ 令和5年5月15日(月)	
設計図書等に関する質問書に対する回答書の電子閲覧	1回目 令和5年5月11日(木) ～ 令和4年6月1日(木)	美波町ホームページ
	2回目 令和5年5月17日(水) ～ 令和5年6月1日(木)	

※1：設計図書等に関する質問書（質問事項を記載した書面（任意様式））は、電子メール、ファクシミリ（送信後に電話により受信について確認すること）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。なお、質問書に対する回答は、回答書を美波町ホームページに掲載する。

※2：入札公告、関係書類、図面等の全ての設計図書等の情報は美波町ホームページに掲載する。

(2) 入札書の提出等

入札手続き	期 間 ・ 日 時	
入札参加資格審査申請書等の提出	令和5年4月19日(水) 午前8時30分～ 令和5年5月19日(金) 午後5時	徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 美波町役場建設課 高台整備 担当 郵送による受付（書留郵便必着）
入札書及び工事費内訳書の提出 入札及び開札執行	令和5年6月2日(金) 午前10時00分	徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 美波町役場本庁2階会議室

※再入札を実施する場合（2回目）

再入札手続き	期 間 ・ 日 時	場 所 等
入札書及び工事費内訳書の提出 入札及び開札執行 (再入札)	令和5年 6月 9日(金) 午前10時00分	徳島県海部郡美波町奥河内字本村 18-1 美波町役場本庁2階会議室

※1：再入札を実施する場合は、開札後直ちに再入札通知書を発行する。

※2：再入札の際には、工事費内訳書を、持参により提出すること。

なお、期間内に工事費内訳書の提出がない場合は、入札を無効とする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「**参加資格**」という。）は、共通事項の4に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

(1) 徳島県内に（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所が県内にある者又は従たる営業所が県内にある者）であり、令和4年度之美波町建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「**参加資格業者名簿**」という。）に建設工事の種類が「土木一式工事」で登録されている者であること。

(2) (1)の参加資格業者名簿の「**土木一式工事**」の徳島県格付けが**特A級**の者であること。

(3) 平成20年度以降（平成20年4月1日から申請書の提出日まで）に元請として完成し、引渡しが済んでいるもののうち、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
要件：30,000m³以上の土工事

（土工事（切土又は盛土の土工量）30,000m³以上の工事とする）

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（国、地方公共団体、公社等）によるものに限る。

(4) 次の条件を全て満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「**配置予定技術者**」という。）を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とする。

① 開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者

② 平成20年度以降（平成20年4月1日から申請書の提出日まで）に、担当技術者（一級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として下に掲げる工事の経験を有する者であること。

要件：30,000m³以上の土工事

③ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であること。なお、「同等以上の能力を有する者」とは次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者

- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木又は農業農村工学」とするものに限る。）、又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術管理部門（選択科目を「建設」「農業土木又は農業農村工学」とするものに限る。))の能力を有する者

- ・ これらと同等以上の能力を有する者と大臣が認定した者

④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(5) この工事に係る設計業務等の受託者又はこの受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

なお、「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次の者である。

徳島市中洲町二丁目8番地

株式会社 エイト日本技術開発 徳島支店

大阪市中央区城見一丁目2-27

株式会社 URリンケージ 西日本支社

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、(1)に規定する入札参加資格確認資料(以下「**確認資料**」という。)を提出しなければならない。

提出期間は2の(2)の期間とする。

(1) 確認資料

3の入札に参加する者に必要な資格及び総合評価落札方式における加算点を算出する資料とするので、次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通事項の5に記載してある。

① 入札参加資格確認票(様式1)

② 総合評価加算点等算出資料申請書

落札候補者を決定するまでは、原則として、提出された申請書により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ等がないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合は、無効、評価基準が確認できない場合は、加算点の算出を行わないものとする。

配置予定技術者は、最大3名まで申請できるが、複数申請した場合には、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。

配置予定技術者は、その雇用期間が1年間となるまで、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

③ 総合評価(簡易な施工計画)申請書(様式2)

④ 総合評価(技術提案)申請書(様式4)

(2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の5に掲げる追加書類を提出すること。

5 その他

特定建設業・一般建設業の許可区分、監理技術者の配置については、次頁の<注意事項>を確認し、建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

6 問い合わせ先

(1) 入札に関する事

徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1

美波町役場建設課 高台整備 担当(電話0884-77-3618)

(2) 入札参加資格及び工事内容に関する事

徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1

美波町役場建設課 高台整備 担当(電話0884-77-3618)

(3) 契約に関する事

徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1

美波町役場建設課 高台整備 担当(電話0884-77-3618)

<注意事項>

建設業法上の許可区分及び監理技術者、主任技術者の配置要件について

1 特定建設業・一般建設業の区分

下請代金の総額（消費税込み）が4000万円（建築一式工事については、6,000万円）＜以下「下請基準額」という。＞以上となる場合は、**建築工事業**に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であることが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有しない者にあつては、いかなる場合でも、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

2 監理技術者の配置

「下請基準額」以上となる場合は、この建設工事の種類に関し、建設業法第15条第二号イに該当する者（又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証及び同法第26条第4項の規定による監理技術者講習修了証を有する者を専任の技術者として配置することが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有する者であっても監理技術者資格を有しない技術者を配置した場合は、技術者の変更は原則として認めていないことから、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

3 主任技術者の配置

請負代金額（消費税込み）が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）未満の場合、配置する技術者は専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めていないことから、増工等により請負代金額が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

なお、専任配置であつたとしても、特記仕様書や現場説明書に明示された兼務要件を満たす場合は、兼務が可能です。

◆建設業法における工事現場の技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業(7業種)			その他の建設業(左記以外の22業種)				
	土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業			大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業				
許可の区分	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業		
元請工事における下請契約の合計額	4,000万円以上 (建築一式6,000万円)	4,000万円未満 (建築一式6,000万円)	4,000万円 (建築一式6,000万円) 以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない		
工事現場の技術者制度	工事現場に配置すべき技術者	監理技術者		主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)	①1級国家資格者 ②指導監督的実務経験者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)			
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事(工事1件の請負代金の額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事)に配置される場合						
	監理技術者資格者証	必要※	不要	必要※	不要			

※専任を要する監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を受講したもののうちからこれを選任しなければなりません。（法第26条第5項）

なお、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することのないように講習を受講していなければなりません。

また、選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（法第26条第6項）

罰則等

- ・特定建設業の許可を受けずに、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第47条に基づき3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
- ・主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第52条に基づき100万円以下の罰金に処せられます。
- ・上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、「美波町建設工事入札参加資格停止措置要綱」に基づく入札参加資格停止等の措置の対象となることがあります。